

横浜市地区センター条例の一部改正及び 横浜市公会堂条例の一部改正について

1 趣旨

(1) 市第 106 号議案

横浜市浅間コミュニティハウス及び横浜市荏田西コミュニティハウスを設置するため、横浜市地区センター条例の一部を改正します。

(2) 市第 107 号議案

ア 横浜市緑公会堂について、指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制度を導入するため、横浜市公会堂条例の一部を改正します。

イ 再整備を行う横浜市南公会堂及び横浜市金沢公会堂の諸室の利用料金を定めるため、横浜市公会堂条例の一部を改正します。

(3) 市第 106 号議案、市第 107 号議案共通事項

それぞれ同一の建物に設置された横浜市西地区センターと横浜市西公会堂及び横浜市戸塚地区センターと横浜市戸塚公会堂について、一の指定管理者に管理を行わせるため、横浜市地区センター条例及び横浜市公会堂条例の一部を改正します。

2 市第 106 号議案

新たに設置するコミュニティハウス

(1) 施設の概要

1 施設名称	横浜市浅間コミュニティハウス	横浜市荏田西コミュニティハウス
2 建設場所	西区浅間町 5 丁目 375 番 1	青葉区荏田西一丁目 4-2
3 敷地面積	1,345.67 m ²	1,526.17 m ² (公園面積 10,717.00 m ²)
4 建物構造 延床面積	鉄筋コンクリート造地上 10 階建て建物の 2 階部分 約 306.66 m ²	木造平屋建て 193.66 m ²
5 施設内容	会議室、学習室、地域交流スペース、図書室	会議室、地域交流スペース、ミニキッチン
6 施設の特徴	コミュニティハウス整備を条件の 1 つとして公募売却した市有地に民間事業者が建設する建物の一部を横浜市が賃借し、コミュニティハウスを整備。	荏田富士塚公園内の公園管理詰所を解体して、新たにコミュニティハウスを整備。
7 開館予定	平成 28 年 5 月	平成 28 年 1 月

(2) 条例改正の主な内容

地区センターの名称及び位置を掲げた別表に、横浜市浅間コミュニティハウス及び横浜市荏田西コミュニティハウスを追加します。

3 市第 107 号議案

横浜市緑公会堂の指定管理者制度移行

(1) 施設の概要（耐震補強・内部改修後の情報）

1 施設名称	横浜市緑公会堂
2 所在地	緑区寺山町 118（緑区総合庁舎内）
3 建物構造 延床面積	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造） 地下 1 階・地上 4 階建てのうち 2 階から 3 階の一部 約 1,725 m ²
4 施設内容	講堂、会議室（1 号・2 号・3 号・4 号）
5 開館予定	平成 28 年 4 月

(2) 条例改正の主な内容

- ア 単館で指定管理者制度を導入している公会堂の一覧に、横浜市緑公会堂を追加します。
- イ 公会堂の指定管理者選定委員会の一覧に、横浜市緑公会堂指定管理者選定委員会に係る項目を追加します。
- ウ 直営の公会堂の使用料を定める別表から横浜市緑公会堂の規定を削除し、指定管理者制度を導入している公会堂の利用料金を定める別表に横浜市緑公会堂の規定を追加します。

4 市第 107 号議案

再整備を行う公会堂

(1) 施設の概要（いずれも再整備後の新公会堂の情報）

1 施設名称	横浜市南公会堂	横浜市金沢公会堂
2 建設場所	横浜市南区浦舟町 2 丁目 （南区総合庁舎内）	横浜市金沢区泥亀 2 丁目 （金沢区総合庁舎内）
3 建物構造 延床面積	コンクリート充填銅管造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地下 1 階・地上 7 階建てのうち 3 階から 5 階の一部 約 2,591 m ²	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造 地上 5 階建てのうち 2 階から 5 階の一部 約 2,900 m ²
4 施設内容	講堂、会議室（1 号・2 号・3 号）、リハーサル室	講堂、会議室（1 号・2 号）、和室、リハーサル室、多目的室
5 開館予定	平成 27 年 2 月	リハーサル室、多目的室：平成 28 年 4 月 その他：平成 31 年 4 月

(2) 条例改正の主な内容

- ア 横浜市金沢公会堂の多目的室を、展示を目的として利用する場合に、最大で 7 日間利用可能とするため、条文を改正します。
- イ 指定管理者制度を導入している公会堂の利用料金を定める別表を改正します。
 - (ア) 横浜市南公会堂の会議室の利用料金（上限額）を変更し、リハーサル室の項目を追加します。
 - (イ) 横浜市金沢公会堂にリハーサル室と多目的室の項目を追加します。

5 市第 106 号議案、市第 107 号議案共通事項

横浜市西地区センターと横浜市西公会堂及び横浜市戸塚地区センターと横浜市戸塚公会堂の一体管理

(1) 施設の概要

1	施設名称	横浜市西地区センター 横浜市西公会堂	横浜市戸塚地区センター 横浜市戸塚公会堂
2	所在地	西区岡野一丁目 6 番 41 号 (西センター内)	戸塚区戸塚町 127 番地 (戸塚センター内)
3	建物構造 延床面積	鉄筋コンクリート造 2 階建て 地区センター：1,853 m ² 公会堂：1,874 m ²	鉄筋コンクリート造地下 1 階 地上 4 階建て 地区センター：2 階部分 1,776 m ² 公会堂：3・4 階部分 1,578 m ²
4	施設内容	地区センター：図書コーナー、 プレイルーム、工芸室、娯楽コ ーナー、小会議室、料理室、和 室、体育室 公会堂：講堂、会議室（1 号・ 2 号）	地区センター：プレイルーム、 会議室（A・B・C）、工芸室、 料理室、和室、レクホール 公会堂：講堂、会議室（1 号・ 2 号）
5	開館	昭和 57 年 4 月	昭和 53 年 10 月

(2) 条例改正の主な内容

- ア 地区センターと公会堂を一体で管理するため、条文を改正又は追加します。
また、一体で管理する地区センターと公会堂の施設名を挙げた別表を追加します。
【市第 106 号議案、市第 107 号議案共通】
- イ 地区センターと公会堂について一の指定管理者の選定を行うため、西区及び戸塚区の「地区センター指定管理者選定委員会」の名称を変更し、担当事務を追加します。【市第 106 号議案】
- ウ 横浜市西公会堂及び横浜市戸塚公会堂を市直営から指定管理者制度へ移行させます。【市第 107 号議案】

6 施行期日

市第 106 号議案、市第 107 号議案共通

- (1) 横浜市西地区センターと西公会堂及び横浜市戸塚地区センターと戸塚公会堂の一体管理に係る改正
平成 28 年 4 月 1 日を施行日とします。
- (2) その他の改正
規則で定める日を施行日とします。